

平成 2 7 年

1 月臨時会会議録

平成 2 7 年 1 月 2 2 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成27年1月22日（木曜日）

- 第1 開 会（午後2時00分）
- 第2 管理者召集の挨拶
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案の上程
 - ・提案理由の説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
- 第6 閉 会

○本日の会議に付した事件
日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	辻	一夫
2番	小走	善秀
3番	松本	宗弘
4番	丸山	和豪
5番	米田	準
6番	小松	久展
7番	平岡	清司
8番	岩本	孝
9番	大谷	龍雄

○説明のための出席者

管 理 者	東川	裕
副 管 理 者	寺田	典弘
副 管 理 者	太田	好紀
事 務 局 長	中谷	康典
事務局課長	谷口	定幸
事務局係長	平井	勇人
事務局係長	植田	浩一
事務局係員	中谷	公一

○欠席議員 な し

(午後 2 時 0 0 分開会)

- 議長
(米田 準) ただ今の出席議員数は 9 人で議会は成立いたしました。これより、平成 27 年 1 月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会を開会いたします。開会にあたり、組合管理者の挨拶を受けます。
- 管理者
(東川 裕) 平成 27 年 1 月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。平素は、格別のご厚情を賜り、厚くお礼を申しあげます。本定例会の案件は、平成 25 年度一般会計決算の認定についてでございます。議員各位におかれましては、ご審議を賜るわけでございますが、何卒よろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。
- 議長
(米田 準) 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により議長において指名いたします。2 番・小走議員、3 番・松本議員、以上 2 名の議員を指名いたします。
- 議長
(米田 準) 次に、会期についてお諮りいたします。会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長
(米田 準) ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。
- 議長
(米田 準) これより日程に入ります。日程第 1、認第 1 号、平成 25 年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本議案につきましては、議案の朗読を省略し、管理者より議案の説明を求めます。
- 管理者
(東川 裕) 認第 1 号、平成 25 年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。一般会計の決算の概要でございますが、歳入総額 13 億 1 千 1 73 万 8 千 888 円で、歳出総額 11 億 5 千 434 万 7 千 588 円で、歳入歳出差引額は、1 億 5 千 739 万 1 千 300 円になり、翌年度へ繰越すべき財源を除く実質収支は、4 千 396 万 9 千 700 円となり、平成 26 年度へ繰越したものであります。

	何卒、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
議長 (米田 準)	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 〔8 番の声あり〕
議長 (米田 準)	8 番大谷議員。
8 番 (大谷龍雄)	議案書の中の事項別明細書 5 ページからお聞きしたいと思います。構成市町の負担金を上げられていますが、この中で、五條市の負担金額かいくらになるのか、五條市選出の議員にも説明責任がありますので、お聞きしたいと思います。それと、7 ページの歳出の中での一般管理費、周辺地区環境整備事業補助金の 3 億 7 0 0 万円を執行されていますが、その補助金の内容を明らかにしていただきたい。それから、8 ページの生活環境調査委託、御所市クリーンセンターダイオキシン類土壌調査対策設計、健康増進施設平面計画等検討業務、物件調査等再積算業務等について、結果を含め、説明をお願いしたいと思います。
議長 (米田 準)	事務局。
事務局長 (中谷康典)	まず、歳入の関係、組合への負担金についてですが、これにつきましては、計 9 億 4 千 1 8 1 万円ほどの金額になる訳ですが、その内、五條市が 3 億 5 千 4 8 0 万円という金額になっております。そして田原本町につきましては 3 億 1 千 1 6 9 万円、御所市につきましては 2 億 7 千 5 3 0 万円となっております。これは前年度のゴミ処理量により計算をさせていただいております。それと、7 ページの周辺地区環境整備事業補助金でございますが、これにつきましては、トータルで 3 億 7 2 7 万 7 千 8 3 5 円を支出させていただいておりますが、その内訳といたしまして、栗阪地区におきましては、栗阪住民家屋の合併浄化槽設置工事をさせていただきたいということで、2 億円を支出させていただいております。そして朝町地区におきましては、水路改修、道路改修、道路舗装工事、橋の再塗装、墓地への参道の補修、公民館の駐車場整備等、計 5 千 8 4 7 万 9 千 3 7 5 円を支出させていただいております。また、小殿地区におきましては、公民館の建替事業、水路工事、里道整備、公民館駐車場の舗装、地域内の市道舗装等、計 4 千 8 7 9 万 8 千 4 6 0 円を支出させていただき、その合計が 3

億 7 2 7 万 7 千 8 3 5 円という形になっております。それと、8 ページの施設整備費、新炉建設事業費の数件の委託料についてですが、生活環境影響調査委託料につきましては、この施設を建てるにあたりまして、この地域に及ぼす環境を調査させていただいて、将来的な環境の見込み、予測をさせていただくというような調査になっております。それと、御所市クリーンセンターダイオキシン類土壌調査対策設計業務についてですが、これは御所市クリーンセンターを解体するにあたりまして、事前に調査をおこなったわけですが、その土壌調査の結果を踏まえ、残留ダイオキシン類の残存濃度が高い所がありまして、その箇所において再度調査をおこなうといった内容の委託業務となっております。それと健康増進施設平面計画等検討業務につきましては、地元との協議を進める上で、必要となります健康増進施設の内容、こういったものが何かというものを検討するにあたって、平面計画等をコンサルに委託し、検討をおこなっていただいたという内容になってございます。それと、物件調査等再積算業務につきましても、健康増進施設を建設したいという目的地の支障物件の再調査をさせていただいたという内容になっています。概ねこういった内容の支出になっています。以上でございます。

議長
(米田 準)

8 番大谷議員。

8 番
(大谷龍雄)

環境対策補助金として支出している栗阪地区へ対する合併浄化槽の設置という 2 億円の補助金ですが、1 軒 1 軒に対してなのか。もう少し詳しくお聞きしたいのと、資料の一番最後のページの財産に関する調書で、年度末現在額が 1 億 4 千 8 4 8 万円となっていますが、今後、環境整備が必要となった時、この残額をもって対応されようとしているのか、それとも、必要となった時に追加で集める必要があるのか、どのように考えているのかお聞かせ願いたい。

議長
(米田 準)

事務局。

事務局長
(中谷康典)

再度ご質問いただきました栗阪地区における 2 億円の環境整備補助金についてでございますが、地元から要求のあった内容といたしまして、各戸へ浄化槽を設置したいという整備内容で支出をいたしております。それと、財産に関する調書でございますが、1 億 4 千 8 4 8 万円から 5 7 4 万 1 千円を減じた額、すなわち 1 億 4 千万強の残金でございますが、実際のところ、今後どのような環境整備が必要かというようなことは予想できな

いわけですけども、この残額で対応して参りたいと考えておりますが、ただ、この部分に対して追加で積み立てていくかどうかということに関しましては、焼却施設が出来た段階で、こちらとしては、発電による売電を行う予定をしております。その売電による収入をどのようなかたちで使い分けていくのかというところは、検討が進んでおりませんので、そういったところも含めて、この基金についても今後いくらか積み立てていかなければいけない、その辺の検討も進めさせていただきたいと考えております。

議長
(米田 準)

他にありませんか。

〔6 番の声あり〕

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

内容説明において、あまりにも簡単すぎる。例えば施設の基本設計や生活環境影響調査、物件調査等再積算業務、健康増進施設平面計画等検討業務、こんな例えば、この地域で下水道事業をするでしょ、その時に隣接する家屋の形状がどうあるか、工事後にどういふ変化があったかということで、補償等の問題も発生するわけですね。だから、そういう風なことだという内容と、そしてもう一つは、環境整備基金についてですが、1 市 1 町の時も、2 市 1 町になってからも、よく言ったのが、環境整備基金というのは、組合で基金として預かって、地元の道路、水路、ダイオキシン汚染だとか、農作物がちゃんと育ってないとかのクレーム等が出た時に調査をして、問題があれば、補償等もおこなっていくわけですよ。例えば 1 億数千万の基金で、これらの環境問題についての解決は可能なのか、地域における環境調査というんですか、それも例えば何年に何回するんだとか、水質検査に関しても大きな金額がかかると聞いている。地域の環境の保全が保たれるのか、もし足らなくなればどうするんですか。組合で補填するんですか。御所の道路は御所がなおすんだと、そう理解したらいいんですか。搬入が多くなったから 10 年もつ道路が 5 年しかもたなかった、それでも御所の道路は御所がなおすんだと理解しておけばいいんですか。こんな金では足りないと思う。今後の課題としてクエッションマークのままおいておくのですか。管理者、よく考えてください。この施設は永久施設でしょ、20 年かという期間があつて、20 年間で何か問題があつた時にこの基金で対応していきますというのは理解します。しかし、例えば大きな問題が発生して、地元で補償しなければならないとなった時に、これは人災と同じだから、速やかに補償しなければならない。それはこの基金とは

	別問題ですという理解と、この永久施設が周辺にもたらすあらゆる環境問題に、こんだけの基金で補いがつくとは到底思えない。これは組合として、それなりの対応を考えていくのか。これはこのままだという理解をすればいいのか。
議長 (米田 準)	管理者。
管理者 (東川 裕)	正直、これで全ての環境問題を賄えるかという私も疑問です。基金に対しても、きっちりとしたルールが作りきれていないのが現状でして、他に色々な基金も出てくる可能性もあろうかと思えます。その辺のところも含めて、しっかりルールを作ってお示しさせていただきたいと思えます。
議長 (米田 準)	6 番小松議員。
6 番 (小松久展)	これは市民や議会に説明できるような話であるのか。例えば、御所市のルールが五條市や田原本町には通らないということもあり得るのですよ。示していただいても、納得できかねるのでは困るでしょう。説明してくれるのはありがたいが、心配ご無用という状態でないのは明らかですよ。道であろうが水路であろうが何であろうが、事故や問題が出てくるのは当然のことですよ。こういうことは最初から決めていかなければならないと言っていたはずだ。何年に何回、何か所において地域の土質、水質検査はしますと、それが明らかにもならないということは、今後の課題といっても、お金かかるとなれば、やめておこうかということにもなっていくんですよ。井戸を掘っても300万円かかる時代にですよ、何か所もボーリングをして、土質調査、水質調査をしたら、1か所で何百万もかかってくるはずですよ。それを将来的に何も考えていないという、これから決めていくというのは、言っては悪いが、無責任な話だと思う。少なくとも自治体の義務として、周辺の土質、水質調査は年1回くらいはしますよということを決めておいてもらわなければ不安でたまりません。
議長 (米田 準)	事務局。
事務局長 (中谷康典)	今、小松議員がおっしゃられた土壌調査、水質調査等は、今現在どうなっているのかということにつきましては、生活環境影響調査の方でカバーし、将来的にその保全に努めていくための土壌調査、ダイオキシン調査、

大気中の調査、水質調査等、そういったものにつきましては、今まさに地元と公害防止協定を結ばせていただく準備をしているわけですが、その中にそういった回数等を明記させていただく予定をしております。で、こちらの考え方といたしましては、簡易にできる水質調査等につきましては、月1回を予定しております。ただ、ダイオキシン調査につきましては、年2回程度でご理解いただくような形で調整をさせていただきたいと考えております。これは基金からの支出ではなく、組合の事業費として実施をさせていただきますので、そういう形でご理解いただきたいと考えております。

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

水質検査を月1回するのは分かりました。しかしそれを何か所でするのか。例えば栗阪で何か所か、何十か所か。朝町で何十か所を月1回するだとか、小殿で何十か所を月1回するのか。答弁は分かったが、内容においてはあまりにも幅が広すぎる。それにダイオキシンの土質調査というのは今からが始まりだ。今から始まりということは1m掘って調査できるところもあるだろう、しかし年数が経てば、何十m調査しなければならないか分からない。局長が言われるように年2回だとしても、それが50か所にも及び、調査が30m掘らなければならないとなれば、億を超えていくと思う。そういうことも考えていけば、幅が広すぎるなということになってくる。ですから、何か所で何回調査をしますという説明の方が我々にはありがたいと思うんですよ。次の議会の時に、調査は何か所において年に何回しますというようなことを報告してほしい。

組合が補償するという部分もあれば、自治体が責任をとるという部分もあるでしょうという話です。組合の車が入りすぎたために自治体の道路が悪くなったときにどのようにするのかということと、地域住民から言ってこられたら、なんでもかんでも組合の処理場のせいやというのを、御所市で補っていくんなら補っていく。しかし環境整備基金を利用させてもらう時には、管理者、副管理者の専決をもらった上で、議会に報告するというのであれば、理解できるんですよ。当然、御所市でしなければならない部分も出てくる。その辺の棲み分けというのか、きっちりできるんでしょう。じゃあ、今後の基金が1億1千万で足らなくなった時はどうするのか。終わりですか。水質、土質調査は組合が負担するというのはもう分かっていたが、基金がなくなった後。問題が発生しても御所市の負担ですか。初めのスタートは、環境整備基金で、地域が道路が悪い水路が悪い等となった時に、地域のために基金を作って進めていったらいいんじゃないかと、う

ちは地元のうるさい有力者が、個人的にというのか、室内ゲートボール場を建設せよと、こんなことを組合議会で言えない。あれもしてくれ、これもしてくれと。御所市で室内ゲートボール場を建てました。栗阪、小殿の墓地の道路拡幅問題も、細かいことは組合で言うなど。御所市でできることはやっていこうと。そういうことは市長にも強く言ってきました。これからは、地域の人からすれば、この焼却場があるから悪くなったんだと言って来られるのが目に見えてるから先に言っているんですよ。私はその基金を利用させてもらいたいと。例えば100万の道路整備があっても、半分は御所市が出して、半分は基金から補填するというようなやり方もあるだろうと言っているんですよ。後々のことを心配して、基金で地域の優遇を図ればよいと、この話ははじめから言いましたよ。だから、制度として、自治体の道は自治体が管理するのは当然でしょ。今、例えば、かもきみのし尿処理センターの新設道路、これは国の補助金の関係で組合の進入路という形で作るようになったんです。国や県の補助金をもらうがために御所市が御所市の新設道路として作っているんですよ。で、今後の維持管理については組合ですよ。補助金まで取って、御所市がそこまで配慮したんだから、これから悪くなった時は組合負担ですよということを念書に書いてくれと、そこまでいってきたんですよ。地域住民は、組合の車が多く通るから道が悪くなったとか、道が陥没したとか、言ってくるんですよ。その時はどうするんですか。自治体の道路だから自治体がおおせと言われるんですか、環境整備基金を半分でも使わせてくれるんですか、ということを知っているんです。シャットアウトやったらシャットアウトなりにこっちも考えていかなければならないから。例えば、市道であれ、県道であれ、高速道路であれ、道路によってアスファルトの厚みが違う。頻繁に大型車両が来るのであれば、県道並みに道路の整備をしていかなければならない。御所市もそれなりの対応をしていかなければならない。それに係る予算の腹づもりをしなければならぬ。その時に10年もつ道路が半分しかもたなかったとなった時に、じゃあ組合に半分出してもらおうかとなっても、それは聞き入れられませんでした時に、今後の問題点として、答えをもらって帰らなければ。対応を考えなければならぬから。市長、まとまらないのなら、次回の議会までにまとめてもらったら結構ですよ。今はまとまらないのですか。

基本的に、市道は市がおおします、県道は県がおおします、国道は国がおおします、それはよく分かっている。しかし、地域住民から言わせれば、組合の施設があるから悪くなった。だから組合でおおすべきと言ってきた時に、この環境整備基金でするんでしょと。いやいや御所の市道だから御所市がせよというのか。地域住民は組合に言ってくるはず。

議長 (米田 準)	今は完全に想定される話をしてくれている。これは答弁が必要だと思います。これより午後２時４５分まで休憩に入ります。
	〔 休 憩 〕
議長 (米田 準)	それでは再開をいたします。先ほどの６番小松議員の質問に対する答弁を求めます。
議長 (米田 準)	管理者。
管理者 (東川 裕)	先ほどの質問についてですが、もちろんパッカー車等が通るルート等も限定されておりますので、この焼却場が起因する部分に関して、道路が傷んだという場合、市道でしたら当然市がなおすという形になりますが、その部分については、組合として補うという方向で協議したいと考えています。
議長 (米田 準)	６番小松議員。
６番 (小松久展)	そこまで言っていただけるのであれば、続けて、水質調査、土質調査についても答弁願いたい。
議長 (米田 準)	事務局。
事務局長 (中谷康典)	今、おっしゃっていただいていた環境面における水質調査、土質調査につきましては、回数等は、地元との公害防止協定の中に明記していきますので、現在は交渉を始めようとしているところでして、次の議会には、その辺の部分をお示しできると考えています。
議長 (米田 準)	６番小松議員。
６番 (小松久展)	次の議会ということでしたら、ちゃんと言っておきたい。例えば御所市が、焼却場の残廃、ホコリ、煙の水質、土質調査は、ダイオキシンや色々言うのは分かるが、どれくらいの調査、分析をしているのか。水質調査にしても５品目くらいしたら何十万円と聞いた。１品目でいくのか、１０品

目でいくのか。それによって金額も違うし、それによって地域も変わってきますし。土質調査にしても土の上っかわをするのか、ダイオキシンにしても何年も何年も滲みってくるものでしょう。だから、何mまでの調査をしていくのか。それも何十か所でというのが、年に2回か。土質調査といっても、100ヶ所でもあったら、億ですよ。毎年、億の金が必要です。それは結構なことやし、市民にとっては安心・安全やけど。それはちゃんと正確に何十か所ということと何品目、水質調査と土質調査について、市民に説明しなければいけない義務がありますし、次の議会に表してくれますね。

議長
(米田 準)

事務局。

事務局長
(中谷康典)

今、おっしゃられました内容につきましては、地域住民と検討を重ねまして、3月いっぱいにはお示しさせていただく準備をさせていただきたいと考えております。

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

先ほどの全員協議会で事務局の方から工事日程の工程スケジュールの説明があったが、御所市クリーンセンターの解体工事が若干遅れているということだったが、若干にも限度がある。若干というのは2～3日とか、一週間とか、10日以内が若干と言うんだけど、どうもそうではない。地域からクレームが来ている。搬入搬出するダンプが積載量オーバーだとか、防音シートも受け取り業者が1,000㎡分減らされたとか、足場においても1,000㎡分引いて足場を組まされたとか、煙突についても外から見える状態でおかしいのではないかと、そういうクレームがたくさん来ている。業者も急いでるから手も抜くわなということを言って、うまくかわしてきたが、その上に工事が遅れると。若干。なにをもって若干なのか。

議長
(米田 準)

事務局。

事務局長
(中谷康典)

この解体工事につきましては、遅延する理由を含め、受注業者と検討、協議をおこなっているところでございます。実際に遅れる日数につきましては、確定はしていないが、今聞いている限りの日数で申しますと、1か月から1か月半というふうに聞いております。

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

それは若干とは言わない。若干というのは一週間から10日くらいを言う。それだったら1億も100億も変わらんという話と一緒に。話を大きくするわけではないが、例えば電車1本遅れて若干遅れますということではない。御所から電車に乗る時に、電車1本遅れたたら、1時間2時間に1本の電車に遅れることになる。それは若干遅れるとは言わない、半日遅れますと言わなければ。1か月も1か月半も遅れるのは、これは若干ではない。初めに指名審査委員会で風呂敷を広げて、田原本の副町長をはじめ、五條市のえらいさんが皆来て、審査して、その上に言われたのが、技術提案で最高の業者を選んだんでしょ。総合評価も満点やといった業者が2か月近く遅れるのか。その時に言ったはずだ。業者指名してもいいが、じゃあ遅れたらどうするんだと。契約条項に遅れた場合はそれなりのペナルティを課すと、こういう話を僕は言ったはずだ。倍返しやこんなもん。倍返ししてもらるか、契約上の期日が来た時点で速やかに撤退してもらるか。契約が切れるんだから、切れたらそれで終わりでしょう。出来高を払ったらいいでしょう。これは大きな問題ですよ。これが遅れてくると、次も遅れてくる。皆寄ってきちっとした業者を選んだんでしょ。ほんで遅れます若干。これはちょっとしたミスとかいう話ではない。奈良交通のバスが若干遅れたという話ではないですよ、管理者。1か月半遅れるというのは大きな問題ですよ。こんな信用もままならない会社が、総合評価においても技術点にしても、すばらしい会社だといって決めたんでしょ。鍛冶田工務店よりも、村本よりも、すばらしい会社だと。組合で決めたんでしょ。うちも解体は1月いっぱい終わると説明しているんですよ。これは大きな問題でしょう。業者に対してペナルティをかけると言うのか。市長これだけは言うておきますよ。契約は1月いっぱい結構ですから。問題があるならばペナルティをかけるか、それともご苦労さんでしたと言って、弁護士に問題あるかないか相談して、契約は打ち切りですよ。そのようにやってください。

議長
(米田 準)

管理者。

管理者
(東川 裕)

契約の要綱も再度しっかり確認はさせていただきたいと思いますが、議員がおっしゃるように契約違反というような形になるのであれば、弁護士さんともしっかりと相談はさせていただきたいと思います。

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

これがまた問題あるんですよ。弁護士に相談するも何も、組合に顧問弁護士は誰もいない。業者にやさしい弁護士は恐いんですよ。今後も問題がおきることも考えられる。しがらみのない顧問弁護士を組合でお雇いになってはどうですか。言っては悪いが、御所の顧問弁護士はあかん。ずっと連敗だから。しっかりとした顧問弁護士を組合としてお雇いになって、1月の末までに、これははっきりと結論は出してくれますね。ご苦労さんでしたという結論を出すんです。契約は末まで。時間がない。留守中に無茶苦茶にして、訳のわからん業者を立派な業者だと、あなたたちが言ってきたのでしょ。それで若干遅れましたと。若干は1か月半ですね。今後、市町村長に若干と言え、1か月半まで余裕を持ってくれるということですね。何事も。今後も。ペナルティといっても、どうせゆるい契約要綱でしょ。そんなぐらいの配慮はしているはずだ。しかし、契約は1月末までだから、まずは1月いっぱい打ち切って問題ないかということを弁護士に相談して、打ち切ってもらいましょうよ。それが普通でしょ。ぼくは間違ったことを言っていますか。市民も1月いっぱい、今まで手抜き防音のせいで、うるさかったことも、ちゃんとなっていなかったことも我慢してくれたんでしょ。我慢してもらったのに、更にまだ我慢してもらうんですか。立派な会社と言ったのに。防音シートの話にしても、下請け業者からちゃんと裏は取っています。しかし工期は工期でしよ、取るべき措置は取ってくれますね。

議長
(米田 準)

管理者。

管理者
(東川 裕)

顧問弁護士の件はしっかり考えさせていただきますけれども、弁護士さんと相談して結論を出させていたきたいと思います。

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

1月末までですね。結論で何月に出すんですか。3月の議会にとかいう話だと、もう工事は終わってしまっている。1か月半とか言っているんだから。

議長
(米田 準)

事務局。

事務局長
(中谷康典)

おっしゃられましたように1月末が期限となっていますので、それに間に合うかたちで、対応につきまして、対処方法につきまして、管理者の方から申しましたように、弁護士さんに相談の上、こういった対処方法があるのかといったところも含めて、検討させていただき、報告させていただきたいと思います。

議長
(米田 準)

6番小松議員。

6番
(小松久展)

弁護士と相談しながら結論を出すのは結構だが、みんな各市町に帰られるわけだから。1月末までに組合議員に対して、どのような報告をしてくれるのか。速達か何かを発送するのか。3月議会に報告をもらっても仕方がない。早急にということは、1月末までに業者に対するペナルティであれ、処分であれ、撤退させて違う業者であれ、それはきちっと出してくれるんですね。ご苦労さんでしたとなって、残り仕事を2番目の業者をお願いしなければならないでしょう。いや法的にペナルティを課してでも、この業者でいかなければいけないとか。ペナルティにしても例えば3000万円の補償をしてもらわなきゃいけないとか。業者を変えるか、ペナルティをかけて今の業者に続けてもらうかの2択。どうせ3万や5万や10万のペナルティで今の業者の続けさせるんでしょうが。業者を変えたらいいと思います。無理やり放り込んだ業者だから。立派な業者なんでしょう、信用も信頼も技術提案も何もかも。うちは近代的なセットや機械でやるんですよ、分かりましたやりましようと言って、それやったら何も問題ないと言って、地元の業者も村本も放り出してもさせたんだから。その責任は取ってもらう。市民に迷惑をかけたんでしょう。今後も迷惑をかけるんでしょう。そんなもん黙ってられません。それぐらいの対応対処はしてもらわなければ困る。この全議員に報告はしてくれるんですね。

議長
(米田 準)

事務局。

事務局長
(中谷康典)

方法につきましては、一番早く伝達できる方法を選択させていただきまして、全ての議員さんに決定事項を報告させていただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

(米田 準)

〔4 番の声あり〕

議長

(米田 準)

4 番丸山議員。

4 番

(丸山和豪)

さっきちらっと売電の話をされたと思うが、それはどうなっているんですか。もともと計画にあったのか。

議長

(米田 準)

事務局。

事務局長

(中谷康典)

以前からも議会の中で色々ご質問いただいていたしまして、発電設備をつけた場合の発電効率によって、1 / 2 の補助がもらえる場合と 1 / 3 の補助がもらえる場合があるんですが、当初は 1 / 2 もらえる場合の建設内容になっていました。しかし、国の予算上の都合で 1 / 3 の補助しかもらえないということで、1 / 3 でも発電をする方がメリットがあるのかというところを議論しながら、検討を加えて、結局は 1 / 3 の補助であっても、発電する方がメリットがあるということで、1 / 3 でやらせていただきますということで報告をさせていただきました。現在は平成 26 年度から新たな制度ができておりますので、その制度に乗ることが出来れば 1 / 2 の補助をもらえますので、その方向で進めさせていただいています。

議長

(米田 準)

4 番丸山議員。

4 番

(丸山和豪)

私は聞いてないんですが、議会で報告されていましたが。私が来る前でしょうか。

議長

(米田 準)

事務局。

事務局長

(中谷康典)

させていただきました。

議長

(米田 準)

他にありませんか。

〔6 番の声あり〕

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

1 / 2、1 / 3 の話を聞いた時に、私もあえてそれ以上は言わなかったが、環境省というのは新しい省なんですよ。基本的に 100 以上の大型ごみ焼却施設は、1 / 2 と決められていたんですよ。昔はですよ。今はどうなっているか分からないが。機械が 1 / 3 で、施設が 1 / 2 でって、国の補助金でこんなことあるはずがない。マニュアルがあるなら見せてほしい。例えば総事業費が 100 億で、それに対して 1 / 2、1 / 3 というのなら分かるが、この機械は 1 / 3、この機械は 1 / 2、といった細かい分け方を国がするはずがないんです。昔の御所市の焼却場建設の時に先輩議員から聞いているのは、50 100 で棲み分けされていると。1 / 2 の補助は原則やということはよく分かっていた。それが国が地方創生と言っているのに、各自治体が苦しむようなことをするわけがない。環境省が予算がないから、1 / 2 を 1 / 3 にしてくれというのなら分かるが、今の時代にそんなことがあるわけがない。ここは 1 / 2 で、ここは 1 / 3 ということはありえない。広域で 2 市 1 町がお金を出すからと思って黙ってただけです。プロが建設するのでしょうか。一つの自治体で建設するのなら 1 / 2 で、3 つの自治体で建設するのなら 1 / 3 でいいかいうのか、そんなことはありえない。1 / 2 と 1 / 3 の棲み分けなんてないですよ、基本的に。それでもそれがあると言うのなら、そのマニュアルをもらっていただきたい。ありえない。1 / 2 だ。絶対に。

議長
(米田 準)

事務局。

事務局長
(中谷康典)

今、おっしゃられましたマニュアルにつきましては、お届けをさせてもらおうと思います。

議長
(米田 準)

6 番小松議員。

6 番
(小松久展)

局長、そこまで言うんでしたら、今は環境庁が担当しているが、前はどこの省庁だったのか。俺が議員になった時は 1 / 2 だった。その当時の焼却場の管轄はどこの省庁だったのか。基本的に 100 以上は 1 / 2 の補助をもらえた。その時のマニュアルが絶対にあるんだから。じゃあ、古い省庁の時のマニュアルも出していただきたい。そこまで言うんでしたら。

	うちの丸山議員も詳しく分からないと言っている、聞いてないと言っているし、俺も聞いてないし、制度が変わるとか言ってコロコロ変わってもらっても困るし、旧省庁の補助率、現省庁の補助率のマニュアルを出してくれたらいい。次の議会までで結構です。
議長 (米田 準)	よろしいですか。他に質疑はございますか。 〔2 番の声あり〕
議長 (米田 準)	2 番小走議員。
2 番 (小走善秀)	参考に、売電した場合のキロワット当たりいくらで売電できるのか知りたい。
議長 (米田 準)	事務局。
事務局長 (中谷康典)	竣工時に今現在の制度が残っているのかどうか分かりませんが、その制度が残っていると仮定して、キロワット当たり 12.7 円です。消費税もどうなっているか分かりませんし、一般家庭の発電と事業者とのそれでは棲み分けがされていまして、それによって単価が違うように聞いています。
議長 (米田 準)	2 番小走議員。
2 番 (小走善秀)	単価を聞いたのは、先ほどの説明で売電収入を回せるというから聞いたんですが、ある程度の見込みは出ているのか。
議長 (米田 準)	事務局。
事務局長 (中谷康典)	ある程度の試算はさせていただいています。それでいきますと、単価は今言った単価で買い取りがなされた場合で、搬入されるゴミ量も想定される量であった場合で、年間で 8000 万円程度の収入を見込んでいます。
議長 (米田 準)	他にありませんか。ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(米田 準) なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。それでは、これより採決をいたします。本案を原案どおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長
(米田 準) 全員賛成と認めます。よって、本案については、原案のとおり認定することに決しました。

議長
(米田 準) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成27年1月やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会を閉会いたします。長時間、慎重にご審議いただき誠にありがとうございました。

(午後3時25分閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員